

一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月8日

岡山市長 大森雅夫

1 入札に付する事項

1	件名	電話主装置及び多機能電話機（中区役所庁舎）
2	納入場所	中区役所庁舎1～4階
3	納入期間	令和6年12月1日まで
4	支払条件	物品納入後とし、請求書を受領した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	<ul style="list-style-type: none"> ・電話主装置 一式 ・24ボタンデジタル多機能電話機 10台 ・24ボタンアナログ停電デジタル多機能電話機 4台 （詳細は、仕様書を確認すること）
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。

2 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間	公告日から開札日まで
2	公告方法	入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報 [物品]（契約課発注）」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。
3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。
5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで
6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。
7	仕様書質問期間	公告日から 令和6年7月17日（水）午後4時まで
8	仕様書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問（電話主装置及び多機能電話機（中区役所庁舎）」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 確認先TEL 中区役所総務・地域振興課 086-901-1601
9	仕様書質問提出先	中区役所 総務・地域振興課 Eメールアドレス nakakusoumu@city.okayama.lg.jp FAX 086-901-1604
10	仕様書回答掲載期間	令和6年7月18日（木）午後4時から 開札日まで
11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。
12	入札方法	入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札日時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。
13	入札受付開始日時	令和6年7月18日（木） 午後4時
14	入札受付締切日時	令和6年7月22日（月） 午後4時
15	開札日時	令和6年7月23日（火） 午前 9時45分
16	開札場所	岡山市役所（本庁舎）5階入札室

17	参加資格確認申請書類	<p>開札の結果、「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者（以下「確認対象者」という）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p><添付書類></p> <p>① 指名停止等措置状況調書</p> <p>② 納入物品明細書</p> <p><u>申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u></p>
18	参加資格確認申請書類提出方法	<p>確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.lg.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請（電話主装置及び多機能電話機（中区役所庁舎）」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話（TEL 086-803-1156）し、資料の到達確認を行うこと。 ※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。</p>
19	参加資格確認申請書類受付期間	<p>令和6年7月25日（木）午後5時15分まで</p> <p>（岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）</p> <p>※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。</p>
20	参加資格確認申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」1のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種（大分類） 指定なし
4	営業所所在地要件	市内業者，市内扱い業者又は準市内業者
5	その他	仕様を満たす物品を納入できること

4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜きの総額
2	同等品申請について	<ul style="list-style-type: none"> 参考製品以外の製品で見積もる場合は、仕様書質問期間内に、公告文2-8，2-9に示す方法で申請を行うこと。 回答は入札・契約ホームページに掲載する。

物品の一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品（原材料を含む）」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用することができる電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。）には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定める様式第1号：書面入札参加承認申請書（入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。）を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がICカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
 - ① 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。
 - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3)の場合において、入札参加者は入札書（入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）に掲載。）に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること（入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。）。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額（書面による入札参加者は、入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録（書面による入札参加者は、入札書に記載）すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入（「000」は記入できない。）すること。

なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。
- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入

札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。

- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下同一価格入札者）という。）が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
 - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順（電子入札システムサーバー受信時刻順）に0から番号を付す。
 - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁（以下「決定くじ番号」という。）を算出する。
なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字とし、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
 - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と、①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し、該当するものがなくなった後は、小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退したものとみなす。

- (3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合があります。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札書に記名押印がない入札
 - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
 - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する入札
 - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
 - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
 - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）
- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするも

のとする。

- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者とするものとする。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金または契約保証人が必要
詳細内容は、別紙1のとおり

11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

※お問い合わせ先

- | |
|---|
| <p>○パソコン、電子入札システムの操作方法に関すること
岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話（0120）432-198（直通）</p> <p>○ICカード及びICカードリーダーに関すること
コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。</p> <p>○入札、契約について
岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階
岡山市財政局財務部契約課 電話（086）803-1156（直通）</p> |
|---|

1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

① 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額を納付してください。（入札保証金に代わる担保として、*¹銀行又は市長が确实と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができます。）

② 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。）

2 契約保証金及び契約保証人について

契約締結に当たっては、契約保証金か契約保証人かのいずれかが必要です。ただし、契約金額が130万円未満となった場合はどちらも不要です。

契約保証金の場合

次の①～③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上です。

保 証 の 方 法	提出していただく書類
① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する* ¹ 銀行又は市長が <u>确实と認める金融機関</u> の保証	当該保証に係る保証書
② 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券
③ 契約保証金の納付（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し

*¹銀行又は市長が确实と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、その*²契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。）。

*²契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

契約保証人の場合

1人必要です。契約締結に当たっては、保証契約に関する書類を提出していただきます。

再入札の実施について（お知らせ）

1 回目の入札で有効な入札書を提出した方がない
（許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない）場合は、
2 回目の入札（再入札）を行います。

○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書（メール）を発行します。

○再入札に参加できる方は、1 回目の入札参加者に限ります。

○再入札をする場合は、1 回目の入札の開札日の午後 4 時までを入札受付時間とし、同日午後 4 時以降に開札を行います。

○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様向け操作マニュアル 一般競争入札（オープン方式）」をご覧ください。

仕 様 書

1 件名

電話主装置及び多機能電話機（中区役所庁舎）

2 納入機器の品名及び数量

電話主装置 1式

24ボタンデジタル多機能電話機 10台（内1台は予備用）

24ボタンアナログ停電デジタル多機能電話機 4台

（詳細は、別紙1記載のとおり）

3 納期

令和6年12月1日（日曜日）

※令和6年11月23日（土曜日）から令和6年11月24日（日曜日）の期間に、取付作業等を行うこと。また、不具合が生じた場合は令和6年12月1日（日曜日）までに日程調整の上、設定作業を行うこと。

※取付作業等は、NTTによる電話回線工事の日時に合わせて行い、できるかぎり電話が不通となる時間帯を短くすること。令和6年11月23日（土曜日）から令和6年11月24日（日曜日）の期間にNTTによる電話回線工事ができない等の事情が発生した場合は、取付作業等の日程を協議の上、決定することとする。

※納品時に取扱い説明を行い、直ちに使用できる状態にすること。

4 納入場所

岡山市中区役所庁舎（岡山市中区浜三丁目7番15号）

5 納入機器

- （1）岡山市中区役所（以下、「当区」という。）が保有する端末が使用可能な機種であること。
- （2）別紙1の参考製品以外の機器で入札する場合は、当区が保有する端末が納入機器の環境において正常に動作可能であることを事前に確認したうえで、同等品の申請を行うこと。
- （3）機器の保証期間は、メーカー保証期間に関わらず、最低1年間の無償保証とすること。
- （4）本仕様書に記載のない細部事項又は疑義が生じた場合は、担当課と協議の上、その指示に従うこと。

6 取付作業等

- (1) 作業については、機器の取替及び配線作業、その他手続き等すべてを含むこと。なお、**現地確認及び資料等の確認が必要な場合には、事前に担当課に連絡し日程を調整すること。**
- (2) 電話主装置は、設置床面にボルト固定するなど転倒防止の措置を行うこと。
- (3) 多機能電話機（停電用を含む）13台の設置場所は、担当課の指示に従うこと。また、事前に中区役所レイアウト図を確認しておくこと。ただし、多機能電話機13台の設置場所は、レイアウト図と同じとは限らない。
- (4) 各電話機が従前と同様に使用できるように、事前に担当課と協議の上、内線、自動音声案内、転送機能等の各種設定（自動音声案内用カレンダー設定を含む）を行い、機能試験を行うこと。また、使用方法を説明すること。
- (5) 各電話機の機能ボタン割り付けについては、事前に担当課及び中区役所庁舎内にある各課及び各団体と打ち合わせを行い、指示に従うこと。
- (6) 動作確認等終了後、その旨を記した書類及びデータ資料（機器内訳書、局線一覧表、内線一覧表、番号計画表、完成仕様書、完成図面、サービス使用一覧、工事写真、MDF表、工事試験成績等）を提出すること。
- (7) 納入・取付日時については、事前に担当課と協議する（作業は土日（祝日を含む）に行うこと）。
- (8) 別紙1記載の各撤去機器を下取り、適切な処分を実施すること。
※下取りとは、平成25年3月29日付け環産産発第13032910号「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」内の第1、14その他「(2)新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。」の下取り行為をいう。
- (9) その他、必要と思われる作業を担当課と協議の上、実施すること。

7 担当課

〒703—8544 岡山市中区浜三丁目7番15号

岡山市中区役所総務・地域振興課

担当：後藤

電話：086—901—1601

FAX：086—901—1604

E-mail：nakakusoumu@city.okayama.lg.jp

8 その他

- (1) 電話主装置及び多機能電話機の取替及び配線作業、材料、配線作業等を全て見積に含めること。

- (2) 現在中区役所が使用している電話主装置等について、現地確認及び資料等の確認が必要な場合には、事前に担当課に連絡し日程を調整すること。
- (3) その他、不明な点が生じた場合には、速やかに担当課と協議の上、設定作業を円滑に実施すること。

※参考製品以外の製品で見積もる場合は、公告文に示す仕様書質問期間内に仕様書質問方法（FAX または E メール）によりカタログ等添付の上、同等品認定を申し出ること。（必要に応じて担当課までカタログ等を持参することを可とする。）

回答は、入札・契約ホームページに掲載する。

別紙 1 【構成内容】

1 納入電話設備構成

中区役所 電話主装置及び多機能電話機構成

(1) 電話主装置 1台

【参考製品】NEC Aspire WX plus

NTT 西日本 ZXL-MESET-〈1〉

ア 電源装置

停電補償時間	1.5 時間以上
バッテリー耐用年数	6 年以上
入力電源	AC100±10V

イ 収容回線等

種別		実装数
外線	アナログ回線	4 回線
	ひかり電話	32ch
	オフィス A 回線	
内線	多機能内線	16 回線
	一般内線	100 回線
専用線		専用線 (OD) 8 回線

(2) 24 ボタンデジタル多機能電話機 10 台

【参考製品】NEC DTK-24D-1D (WH) TEL

NTT 西日本 ZX-〈24〉STEL-〈1〉〈W〉

ア 短縮ダイヤル

電話機共通で利用可能な短縮ダイヤルを登録できること

イ 再ダイヤル機能

ウ 音量調節機能

(3) 24 ボタンアナログ停電デジタル多機能電話機 4 台

【参考製品】NEC DTZ-24PA-2D (WH) TEL

NTT 西日本 ZX-〈24〉APFSTEL-〈1〉〈W〉

ア 短縮ダイヤル

電話機共通で利用可能な短縮ダイヤルを登録できること

イ 再ダイヤル機能

ウ 音量調節機能

エ 外線転送設定機能

2 既存設備（撤去が必要なもの）

（1） 電話主装置

- ・ NEC UNIVERGE Aspire UX 1 式

（2） 多機能電話機

- ・ NEC DTZ-24D-2D(WH) TEL 7 台
- ・ NEC DTZ-24PD-2D(WH) TEL (ISDN 停電用) 3 台

3 保有端末（継続して使用するもの）

一般電話機

- ・ NEC DTL-1-1D(WH) TEL
- ・ Panasonic VB-E504

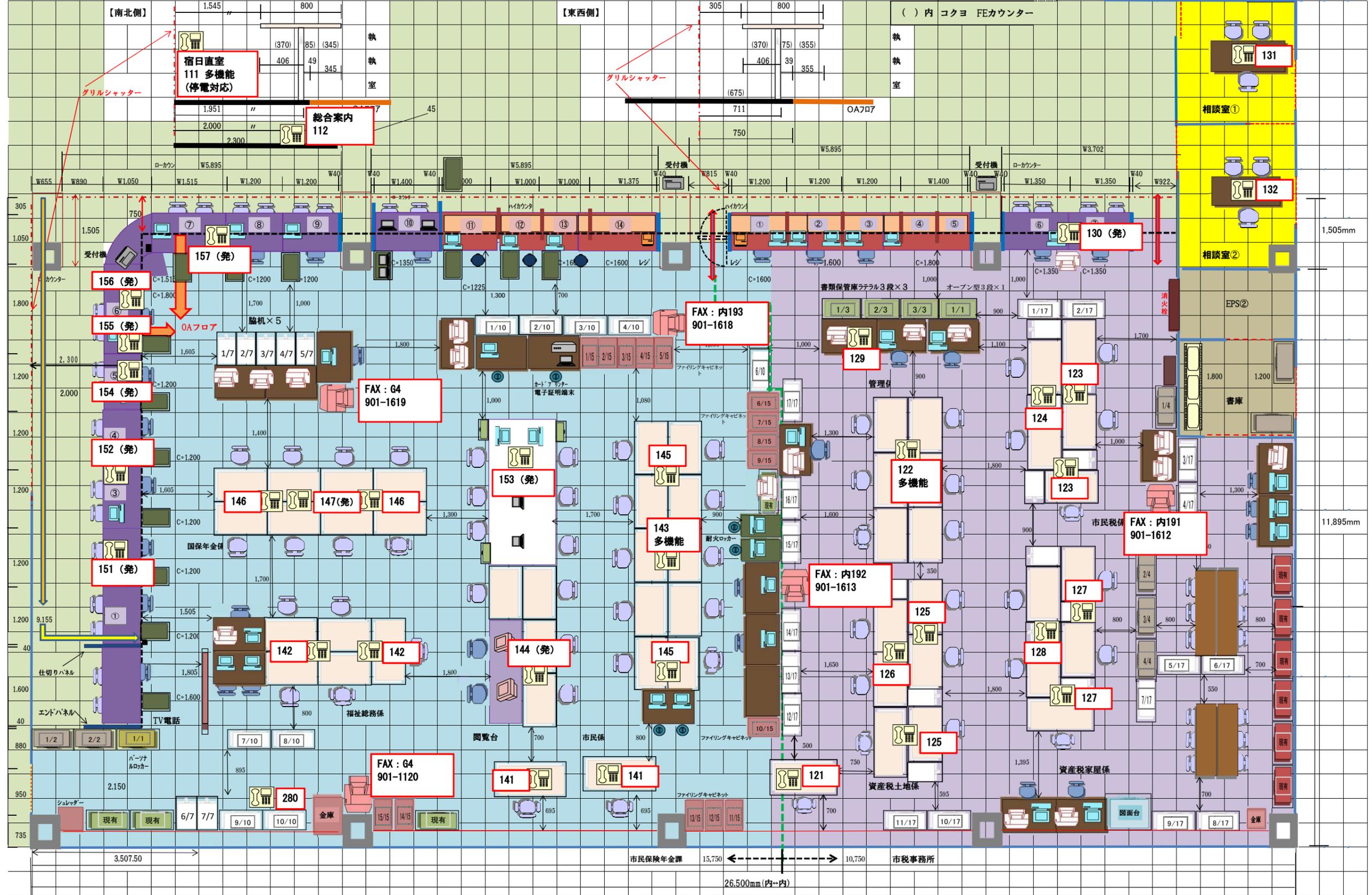
◆局線一覧表

平成28年当時の資料（※現在の状況と異なる場合があります。）

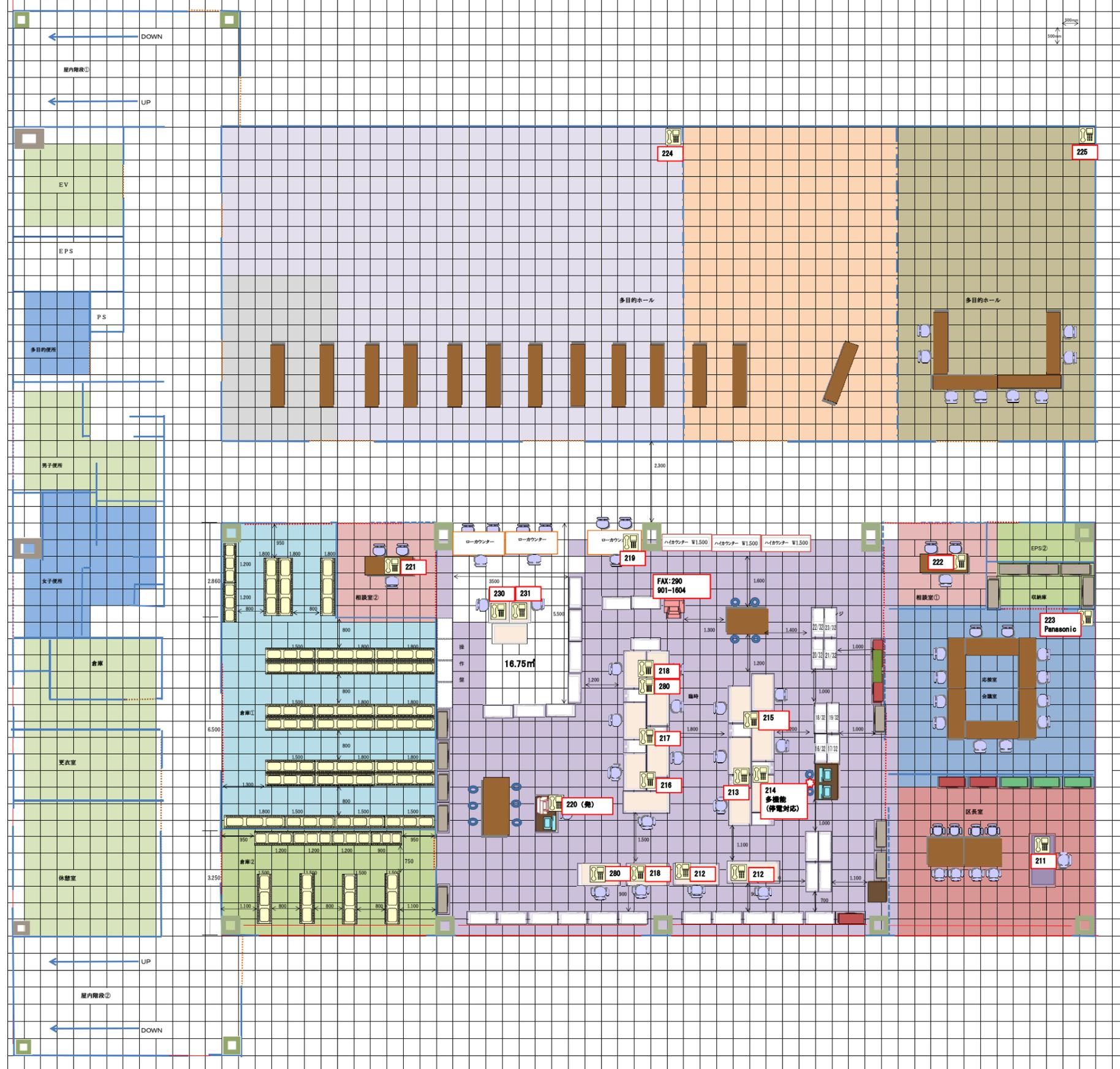
局線番号	回線構成	回線種別	収容 ポート	外線 グループ	着信方式 昼	着信方式 夜	PBX 収容	備考	
1	086-901-1600	INS64	1	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階宿日直室	内線111
			2	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
2	086-901-1601	INS64	3	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	2階総務	内線214、213、215
			4	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
3	086-901-1602	INS64	5	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	2階地域振興係	内線217、216
			6	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
4	086-901-1604	INS64	7	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	2階FAX	内線290
			8	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
5	086-901-1608	INS64	9	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階管理係	内線122、129
			10	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
6	086-901-1612	INS64	11	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階FAX	内線191
			12	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
7	086-901-1615	INS64	13	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階福祉総務係	内線142
			14	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
8	086-901-1618	INS64	15	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階FAX	内線193
			16	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
9	086-901-1622	INS64	17	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	3階総務係	内線313、314
			18	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
10	086-901-1624	INS64	19	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	3階FAX	内線390
			20	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
11	086-901-1628	INS64	21	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	3階工務係	内線324、325
			22	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
12	086-901-1633	INS64	23	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	3階施設管理係	内線334、333
			24	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
13	086-901-1636	INS64	25	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	3階FAX	内線392
			26	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
14	086-901-1643	INS64	27	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	4階災害対策本部	内線411、412、413、414、415、416、417、418
			28	1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
15	086-901-1603	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	2階区民相談	内線218、219
16	086-901-1609	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階市民税係	内線123、124
17	086-901-1610	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階資産税土地係	内線125、126
18	086-901-1611	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階資産税家屋係	内線127、128
19	086-901-1613	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階FAX	内線192
20	086-901-1616	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階市民係	内線143、145
21	086-901-1617	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	1階国保年金係	内線146
22	086-901-1623	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	3階施設土木係	内線315、316、317、318
23	086-901-1629	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	3階用地係	内線326、327
24	086-901-1630	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	3階FAX	内線391
25	086-901-1634	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	3階維持第1、2係	内線340、335、341、336
26	086-901-1635	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	3階市住関係	内線337、338
27	086-901-1640	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	2階区長	内線211
28	086-901-1641	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	2階区長代理、課長	内線212
29	086-901-1642	INS64		1	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	2階区政企画係	内線213
30	086-901-1644	INS64	29	2	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	4階災害対策本部	内線419、420
			30	2	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
31	086-901-1645	INS64	31	3	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○	4階災害対策本部	内線421、422
			32	3	ダイヤルイン	ダイヤルイン	○		
32	専用線①	光回線	33	4	専用線着	専用線着	○		
33	専用線②	光回線	34	4	専用線着	専用線着	○		
34	専用線③	光回線	35	4	専用線着	専用線着	○		
35	専用線④	光回線	36	4	専用線着	専用線着	○		
36	専用線⑤	光回線	37	4	専用線着	専用線着	○		
37	専用線⑥	光回線	38	4	専用線着	専用線着	○		
38	専用線⑦	光回線	39	4	専用線着	専用線着	○		
39	専用線⑧	光回線	40	4	専用線着	専用線着	○		
40	アナログ回線用	アナログ回線	41				○		未使用
41	アナログ回線用	アナログ回線	42				○		未使用
42	アナログ回線用	アナログ回線	43				○		未使用
43	アナログ回線用	アナログ回線	44				○		未使用
45	086-901-1619	INS64					×	1階G4 FAX	
46	086-901-1120	INS64					×	1階G4 FAX	

	品名(略号)	数量
1	IP5D-3KSU-B1 基本モジュール	3
2	IP5D-3KSU-E1 拡張モジュール	3
3	IP5D-EXIFU-B1 増設架用通信ユニット(基本)	1
4	IP5D-EXIFU-E1 増設架用通信ユニット(増設)	2
5	IP5D-SMALL BATT BOX 短時間バックアップバッテリーボックス	3
6	IP3WW-SMALL BATT SET 短時間バックアップバッテリーセット	3
7	IP5D-CABLE BOX SET(CNCH) ケーブル変換ボックス	3
8	IP3WW-12CNCHU-A1 RJ-61-クイックコネクタ変換アダプタ	2
9	IP3WW-RJ61 CABLE(1m)SET RJ-61ケーブルセット(1m)	5
10	IP5D-STD UNIT 主装置自立足(卓上/床置き)	3
11	IP5D-CCPU-A1 CPUユニット	1
12	IP5D-MPORTライセンス Mポートライセンス	1
13	IP5D-LPORTライセンス Lポートライセンス	1
14	IP5D-16ESIU-A1 16回線ESIユニット	1
15	IP5D-4SLIU-B1 4回線SLIユニット	1
16	IP5D-8SLIU-B1 8回線SLIユニット	6
17	IP5D-8SLIDB-B1 8回線SLI増設ユニット	6
18	IP5D-4COIU-LS1 4回線COIユニット	1
19	IP5D-2BRIU-A1 2回線INS64ユニット	4
20	IP5D-2BRIDB-A1 2回線INS64増設ユニット	4
21	IP5D-4TLIU-A1 OD専用線ユニット	2
22	DTZ-24D-2D(WH)TEL 24デジタル多機能電話機	5
23	DTZ-24PD-2D(WH)TEL 24INS停電デジタル多機能電話機	3
24	DTL-1-1D(WH)TEL DT210電話機(WH)	95
25	IP1WW-2PGDAD ドアホン・ページングアダプタ	2
26		
27		

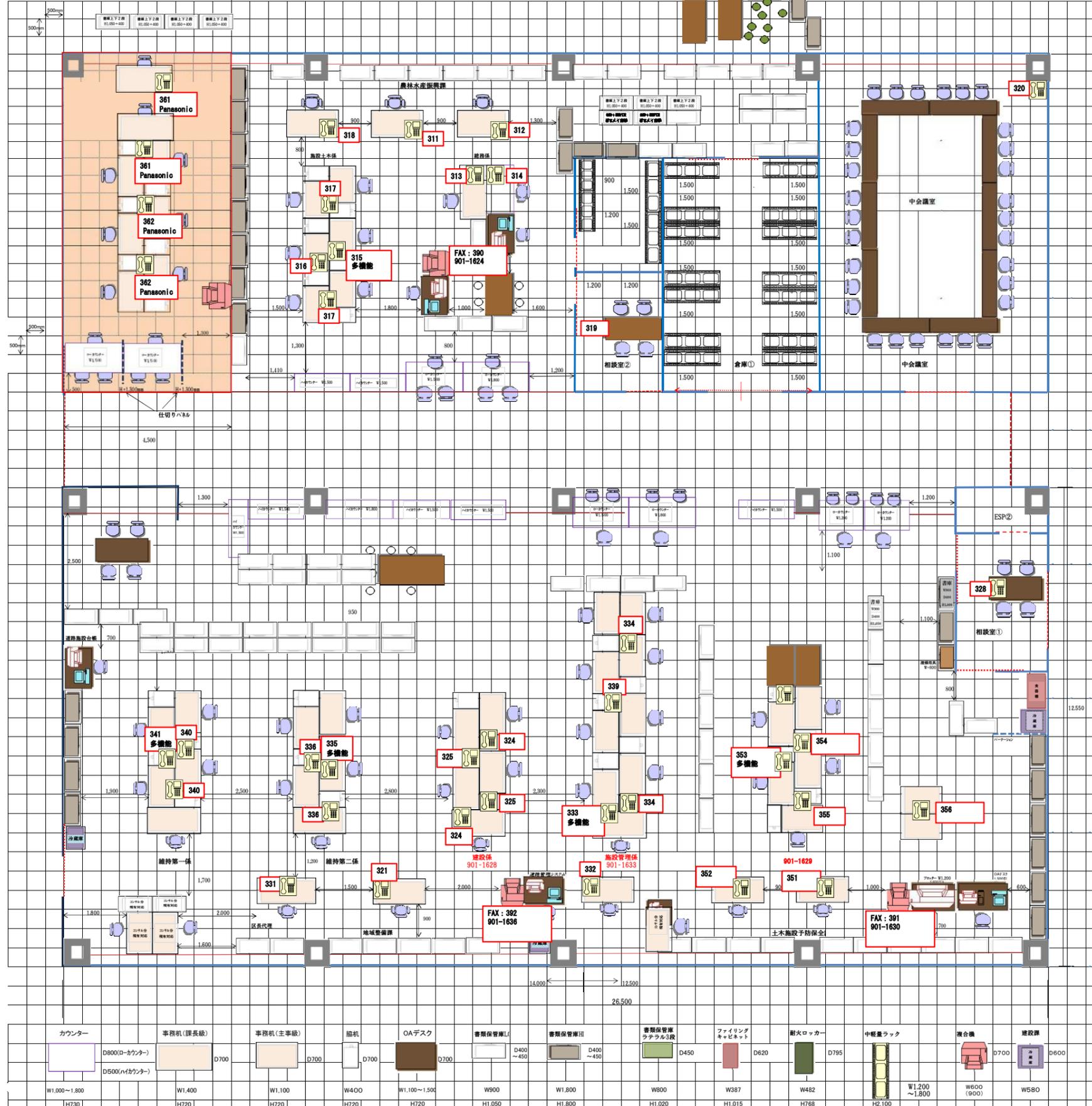
中区役所レイアウト1階 (多機能電話機3台 (内、停電対応は1台)、一般外線電話機33台 (内、音声案内を設定した電話機1台 (内線オカムラ RBカウンター W1,200主体



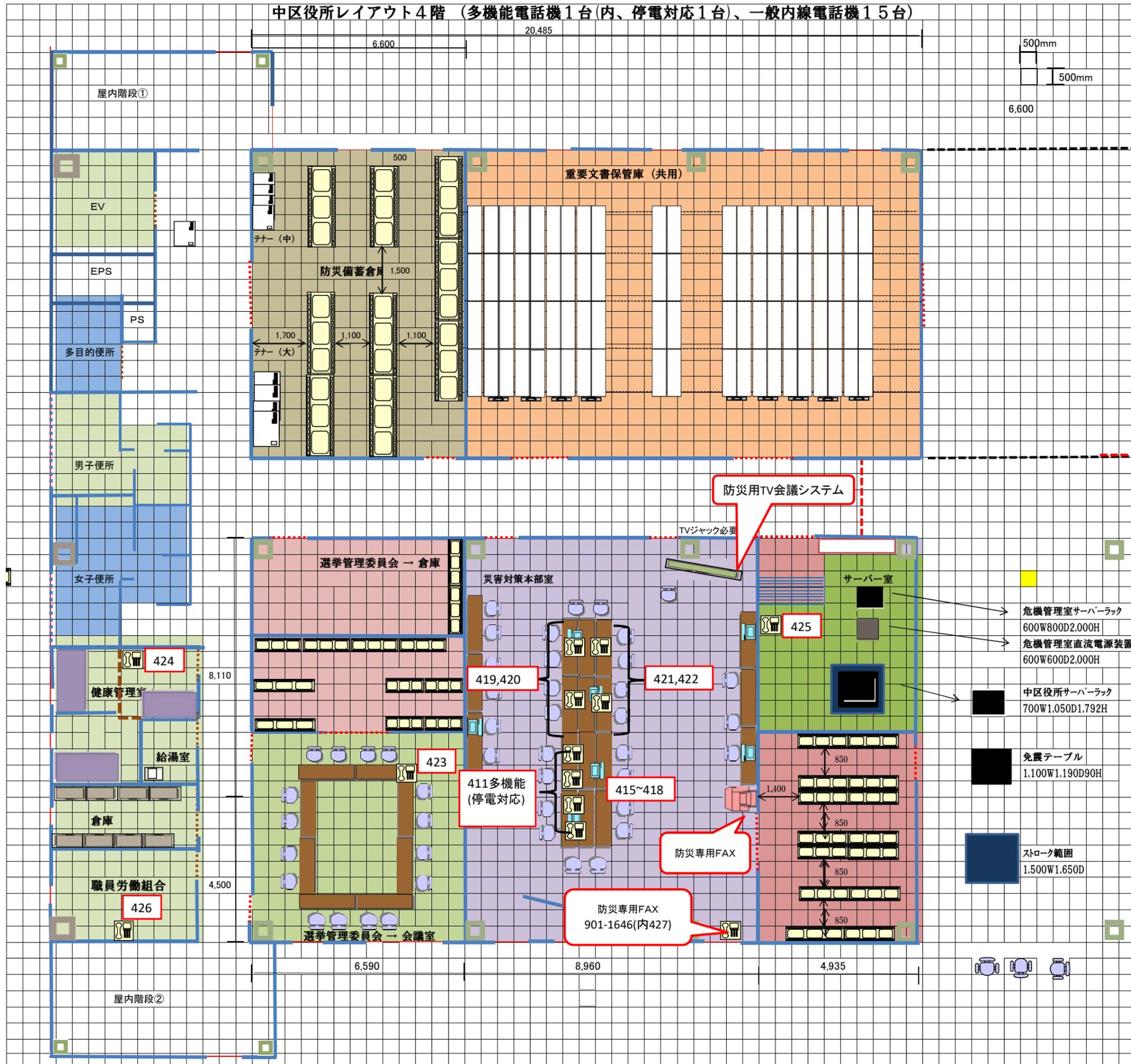
岡山市中区役所2階レイアウト (多機能電話機1台 (内、停電対応1台)、一般内線電話機19台 (内、音声案内を設定した電話機2台 (内線280)、



中区役所3階レイアウト (多機能電話機5台、一般内線電話機30台、Panasonic製4台)



中区役所レイアウト4階 (多機能電話機1台(内、停電対応1台)、一般内線電話機15台)



一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

㊞

令和6年7月8日 付けで公告のあった 電話主装置及び多機能電話機(中区役所庁舎) に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社(者)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は、今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに、その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは、速やかに必要事項を記載して届け出てください。

納入物品明細書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

電話主装置及び多機能電話機(中区役所庁舎)

物品名	メーカー名・品名	単価	数量	金額
電話主装置			1	
24ボタンデジタル 多機能電話機			10	
24ボタンアナログ停電 デジタル多機能電話機			4	
合計(=入札金額)				